

青森市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十七年青森市条例第五十四号）新旧対照表

改正後	改正前
(特殊勤務手当の種類) 第二条 (略) 一～四十三 (略) <u>四十四 危険鳥獣捕獲等手当</u> 第三条～第四十五条 (略) <u>(危険鳥獣捕獲等手当)</u> <u>第四十六条 危険鳥獣捕獲等手当は、次に掲げる作業に従事した職員に支給する。</u> <u>一 危険鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第六項に規定する危険鳥獣をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）の捕獲又は殺傷（銃器を使用するものに限る。）をするための作業</u> <u>二 通行を禁止若しくは制限された場所において行う緊急銃猟を支援する作業及び避難誘導の作業又は危険鳥獣の捕獲（銃器を使用するものを除く。）をするための作業</u> <u>三 危険鳥獣の痕跡の確認等の作業又は追い払い作業</u> <u>四 危険鳥獣の殺傷（銃器を使用するものを除く。）をするための作業又は死体の処理作業</u> <u>五 前各号に掲げるもののほか、市長がこれらの作業と同様に取り扱うことが適当であると認める作業</u> <u>2 前項第一号の手当（同項第五号の規定により同項第一号に掲げる作業と同様に取り扱うことが適当であると認める作業に従事した職員に支給する手当を含む。）の額は、作業に従事した日一日につき千六百四十円とし、同項第二号の手当（同項第五号の規定により同項第二号に掲げる作業と同様に取り扱うことが適当であると認める作業に従事した職員に支給する手当を含む。）の額は、作業に従事した日一日につき千円とし、同項第三号の手当（同項第五号の規定により同項第三号に掲げる作業と同様に取り扱うことが適当であると認める作業に従事した職員に支給する手当を含む。）の額は、作業に従事した日一日につき三百円とし、同項第四号の手当（同項第五号の規定により同項第四号に掲げる作業と同様に取り扱うことが適当であると認める作業に従事した職員に支給する手当を含む。）の額は、作業一件につき三百円とする。</u> <u>第四十七条 (略)</u> <u>(併給の禁止)</u> <u>第四十八条 特殊勤務手当の支給については、第三条から第四十六条までに定めるところによるもののほか、特殊自動車運転作業手当と清掃業務手当との併給の場合を除き、日額で定められている特殊勤務手当間の併給はしないものとする。この場合において支給される特殊勤務手当の額は、当該作業又は業務に従事した日額のうち、最も高い額を支給するもの</u>	(特殊勤務手当の種類) 第二条 (略) 一～四十三 (略) <u>(新規)</u> 第三条～第四十五条 (略) <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>第四十六条 (略)</u> <u>(併給の禁止)</u> <u>第四十七条 特殊勤務手当の支給については、第三条から第四十四条までに定めるところによるもののほか、特殊自動車運転作業手当と清掃業務手当との併給の場合を除き、日額で定められている特殊勤務手当間の併給はしないものとする。この場合において支給される特殊勤務手当の額は、当該作業又は業務に従事した日額のうち、最も高い額を支給するもの</u>

令和 8 年 9 月 3 日
総務企画常任委員会
総務部人事課

改正後	改正前
とする。 第四十九条 （略） 第五十条 （略）	とする。 第四十八条 （略） 第四十九条 （略）

附則第 3 項関係

青森市職員の育児休業等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十八号）新旧対照表

改正後			改正前		
（育児短時間勤務職員についての青森市職員の特殊勤務手当に関する条例の特例）			（育児短時間勤務職員についての青森市職員の特殊勤務手当に関する条例の特例）		
第十八条 育児短時間勤務職員についての青森市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十七年青森市条例第五十四号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			第十八条 育児短時間勤務職員についての青森市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十七年青森市条例第五十四号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
第九条第三項	地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）	地方公務員の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）	第九条第三項	地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）	地方公務員の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
	第二条第三項	第二条第二項		第二条第三項	第二条第二項
第十八条第三項、第二十四条第三項、第三十八条第三項及び第四十一条第三項	短時間勤務職員	育児短時間勤務職員	第十八条第三項、第二十四条第三項、第三十八条第三項及び第四十一条第三項	短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
	第二条第三項	第二条第二項		第二条第三項	第二条第二項
第四十七条第四項	短時間勤務職員	育児短時間勤務職員	第四十六条第四項	短時間勤務職員	育児短時間勤務職員